

規制対象物質の G H S に基づく危険有害性分類事業の概要

平成17年4月
経済産業省

< 事業概要 >

国連がまとめた「化学品の分類および表示に関する世界調和システム(G H S)」は、化学品の危険有害性に関する情報を使用者に正確に伝え、人の安全と健康を確保し、環境を保護することを目的としたもので、A P E C 閣僚会議共同声明では2006年までに加盟国での実施を求めている。

経済産業省は、関係省庁と連携しつつ、化学物質排出把握管理促進法等の表示又はM S D S の提供を義務づけている法令の規制対象物質を中心に、国内実施に向けた基盤整備として、G H S に基づく危険有害性の分類を行い、事業者や国民に情報提供することとしている。

< 具体的作業 >

上記対象化学物質について、G H S に基づき下記の危険有害性について下記の分類を行う。

(1) 物理化学的危険性

(2) 健康有害性

- ・ 急性毒性
- ・ 皮膚腐食性 / 刺激性
- ・ 眼に対する重篤な損傷性 / 眼刺激性
- ・ 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- ・ 生殖細胞変異原性
- ・ 発がん性
- ・ 生殖毒性
- ・ 特定標的臓器 / 全身毒性 (単回暴露)
- ・ 特定標的臓器 / 全身毒性 (反復暴露)
- ・ 吸引性呼吸器有害性 (平成16年12月追加決定)

(3) 環境有害性 (環境省が行う分類事業の結果を使用予定)

なお、作業にあたっては、作業マニュアル等により、関係省庁と連携して行うこととしている。また、各分野の専門家からの助言を受けつつ作業を進めることとしている。結果については、G H S 分類と判定根拠の概要等をまとめて公表する予定である。